

令和  
平成 元 年 5 月 31 日

甲 所在地 茨城県神栖市溝口1746番地1  
法人名ある 社会福祉 神栖市社会福祉協議会  
代表者 法 人 会 長 石 田 進

乙 所在地 〒300-1221 茨城県牛久市牛久町1024-1  
法人名 特定非営利活動法人 フードバンク茨城  
代表者 理事長 大 野

## 食品等の受領についての確認書

社会福祉法人 神栖市社会福祉協議会 (以下甲という) と特定非営利活動法人フードバンク茨城 (以下乙という) は、甲に対し乙による食品等の提供について次のとおり確認する。

### 第1条 (当事者)

1. 甲は乙の目的を理解しその事業を支援するために、乙より食品等を受領する法人あるいは団体である。
2. 乙は食品等の提供などの事業を通じて要支援者の生活の向上や明るく豊かな社会の実現に寄与することを目的とする特定非営利活動法人である。

### 第2条 (乙による食品の提供)

1. 乙は甲の希望を考慮して適当と認める方法で甲に対し食品等は無償で提供する。提供される食品等は、食料として安全である事を条件とする。
2. 乙は同食品等の提供に関し、提供前の原因による食品等健康被害を生ずるような品質不良、変質、その他の瑕疵ある場合を除き、一切の責任を負わない。

### 第3条 (甲による食品等の利用)

1. 乙は食品等の受領に対しいかなる金銭的若しくは経済的対価を要求しない。
2. 甲は食品等を要支援者に対し無償で提供する以外の目的に利用しない。
3. 乙は甲の責任において食品等をその品質に応じ適正に選別・保存若しくは廃棄・調理して要支援者に提供するよう指導し必要に応じて報告を求める。

### 第4条 (記録)

甲は乙から食品等を受領するについて、受領する年月日、食品等の種類名、数量、処理について記録し、同記録を3年間保管する。

上記契約の成立を証するため本書2通を作成し、甲乙署名捺印のうえ各自1通宛を保有する。

以上